

秋田県地域公共交通計画策定業務委託 仕様書

本仕様書は、秋田県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する「秋田県地域公共交通計画策定業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1 業務委託名称

秋田県地域公共交通計画策定業務委託

2 業務目的

本県では、令和2年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正を受け、「秋田県地域公共交通計画」（以下、「現計画」という。）を策定し、地域公共交通の利便性向上や効率的な運行の支援など多角的な取組を進めてきたところである。しかしながら、モータリゼーションの進行や人口減少等によって利用者の減少が長らく続いているほか、乗務員不足の深刻化に伴い、路線の維持が困難になりつつあるなど、本県の地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした中、将来にわたって地域の移動手段を確保するためには、地域にある様々な移動資源を有効に活用することが求められており、地域の関係者による連携及び協働をこれまで以上に推進するためにも、地域公共交通計画の重要性は一層高まっている。

国の動向としては、令和7年3月に公表された「地域公共交通計画の『アップデートガイダンス Ver1.0』」において、地域公共交通には、まちづくりや福祉、教育、観光などの他分野と連携し、関係者が共通認識を持ち、協働を促す「司令塔」としての役割が期待されているほか、モビリティデータの活用など、新たなアプローチを取り入れながら、地域ごとの課題解決に向けた具体的な手法を探ることも求められている。加えて、令和7年7月に公表された「『交通空白』解消に向けた取組方針 2025」においても、事業者・産業・自治体の壁を超えた連携・協働による共同化・協業化等の推進の必要性について言及されているところである。

これらを踏まえて、県や市町村、交通事業者等関係者が連携し、県内の公共交通等輸送資源に関する各種データの集計・分析、課題の整理等を行うとともに、移動特性、ニーズ分析を踏まえた広域交通の再編などについて検討し、モビリティマネジメントの観点なども取り入れながら、県内全域の地域公共交通の持続性・利便性を高めるため、「秋田県地域公共交通計画」を策定するものである。

なお、策定する計画には、立地適正化計画など関連する都市計画との連携方針を示すほか、医療・介護・教育等の地域課題に対応する取組を盛り込み、関連分野との連携を図ることとする。

3 履行期間及び履行場所

履行期間は契約締結の日から令和9年3月31日までとし、履行場所は秋田県全域とする。

（工程については、「12 想定スケジュール」のとおり。）

4 業務内容

業務内容は、以下の内容を基本としつつ、国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の

手引き」や「地域公共交通計画の『アップデートガイダンス』」等を参考とし、本県の特徴から適切な検討方法を選択し、実施するものとする。

(1) 計画策定準備

本業務を円滑に進めるために必要な検討項目、実施工程を整理した業務計画書を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

(2) 現計画における目標の達成度・要因分析

現計画に設定している各目標の達成状況について整理するとともに、特に未達成の場合の要因について整理する。

(3) 本県地域公共交通の現況の整理

① 各種統計データ等に基づく地域現況の整理

本県の人口や高齢化率、施設分布等の地域特性、各公共交通機関の運行状況及び公共交通以外の地域輸送資源の状況等の交通特性から現状を整理する。

② 地域公共交通の現状整理

既存資料・データや交通事業者が提供している公共交通情報（ルート、運行時間帯、本数、運賃体系等）から、各市町村の交通ネットワークの状況及び地域間幹線系統などの市町村間を跨ぐ広域交通ネットワークの運行状況や、地域内交通との接続箇所・接続状況、利用者のニーズなどについて、本県の地域公共交通の現状を整理する。

現状整理に当たっては、可能な限り、既存の統計資料を活用し、交通事業者が所有している利用状況・実績データ、収支状況等の報告を受ける運輸局の部内資料や、本計画の共同策定主体である県内の各市町村への調査、地域公共交通活性化再生法の法定協議会に参画する事業者等へのメール・電話によるヒアリングも組み合わせ、効率的な調査実施を図ることとする。このほかのデータ収集・分析手法については下記を想定しているが、県内の地域公共交通の現況や利用者のニーズを把握する上で、より効果的なデータ収集や分析手法があれば内容を明らかにした上で提案すること。

なお、別途、発注者が実施する「県民アンケート」及び「高等学校アンケート」について、発注者と調査項目等に係る協議を行うとともに、収集したデータの分析を行い、本業務における現状整理に反映させること。

【想定しているデータ収集・分析手法】

- ・利用目的や路線に対する意見等を聴取するための乗り込み調査（地域間幹線系統）
- ・主要交流拠点における乗り継ぎや利用環境の実態調査
- ・ビッグデータを用いた移動需要の可視化
- ・運送事業者から提供を受けた乗降データを用いた交通需要の可視化

③ 上位計画及び関連計画の整理等

県の上位計画・関連計画との関係、各市町村の公共交通政策との関係、計画の区域、計画の射程及び計画の期間について整理する。

(4) 本県の問題点の分析及び課題の整理

上記(3)で整理した本県の地域公共交通の現状等を基に、問題点を明らかにし、本県の地域公共交通の維持・確保に向け、取り組むべき課題を整理する。

(5) 地域公共交通計画の基本的な方針、数値目標及び具体的施策の検討

① 基本的な方針及び目標の検討

国が示す地域公共交通計画の記載事項である計画の基本的な方針、当該方針を踏まえた数値目標を検討する。

数値目標の検討に当たっては、交通事業者が所有している利用状況・実績データ、その他既存の統計資料や報告等から数値取得が行えるものを最大限活用するとともに、数値目標の評価作業の省力化が図られるようにする。

② 目標達成のための具体的施策の検討

①で検討した基本的な方針に示す本県が目指す地域公共交通ネットワークの実現に向けた具体的施策の検討に当たっては、市町村間を結ぶ広域バス路線（地域間幹線系統）の再編・見直しのみならず、鉄道を含むあらゆる地域内交通との接続・連携施策を含めた検討を行う。

(6) 秋田県地域公共交通計画の取りまとめ

前記(1)から(5)までの検討結果を踏まえて、秋田県地域公共交通計画を取りまとめる。計画本編は、国の方針等に基づき可能な限り簡潔にまとめ、30ページ程度とし、エビデンスとなる数値・グラフデータや主題図等は資料編として別途とりまとめる。

(7) 協議会の運営支援

以下の協議会及び部会の開催に際して次の業務を行う。

- ・会議開催に係る資料の作成、意見対応及び提案等
- ・会議への出席及び必要に応じた資料の説明
- ・会議終了後の議事要旨取りまとめ及び議事録作成（要点筆記）

① 協議会

同会議は、計画の策定に関し必要な協議を行うため、本業務の着手以降、令和9年3月までに2回程度開催することを予定している。

② 地域部会・計画検討部会

同会議は、上記①の下部組織に当たり、令和9年3月までに地域部会1回、計画検討部会を3回程度開催することを予定している。

(8) 打合せ

本業務を円滑かつ効率的に遂行するために、適宜打合せ（5回程度）を行い、その内容について記録簿を作成する。

(9) パブリックコメントに係る回答支援

意見に対する回答の作成に当たっては、発注者に対して助言を行うなど、必要な支援を行う。

(10) 計画冊子作成

本業務の成果を取りまとめた計画冊子を作成する。なお、成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 計画冊子（A4版（資料編を含む）） | 70部 |
| ② 計画概要版 | 70部 |
| ③ 上記の電子データ（CD-RまたはDVD-R） | 1式 |

※電子データはMicrosoft製Word、Excel又はPowerPointで編集可能なものを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、協議会の了解を得るものとする。

※①及び②で使用した数値・グラフデータや主題図等は、編集可能なデータ形式でも提出すること。

5 資料の貸与

本業務の実施にあたり、協議会は受託者に対し、作業に必要な秋田県で作成又は保有している各種計画書等の資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取り扱いを行うこととする。本業務の完了後は、速やかに協議会に返却しなければならない。

貸与資料については、協議会の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での使用を禁止する。

6 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、秋田県個人情報保護条例を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

7 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权は全て協議会に帰属するものとする。受託者は、本業務の成果品を協議会の了承を得ずに、協議会への納品用途以外に利用してはならない。

8 瑕疵責任

本業務の完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は、関連する項目を再検査し、受託者の負担において不良箇所を修正、補足するものとする。

9 損害賠償等

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、全て受託者の責任において解決するものとし、協議会に発生事由及び処理結果を文書により報告するものとする。

10 納期及び納入場所

成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は、協議会事務局（秋田県観光文化スポーツ部交通政策課）とする。

11 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議会と受託者が協議の上定めるものとする。

12 想定スケジュール

本業務は、概ね次のスケジュールでの進行を予定しているが、協議会と受託者が協議のうえ決定するものであり、次のとおりとならない場合もあること。

令和8年	6月	第1回地域部会・協議会（課題整理、基本的方針の決定）
	6月～8月	各種調査
	8月	第1回計画検討部会（調査結果を踏まえての骨子案の検討）
1	1月	第2回計画検討部会（素案全体の確認）
	12月～1月	パブリックコメント
令和9年	1月	第3回計画検討部会、第2回協議会（計画案の承認）
	3月	計画完成・公表